

# 大分県報

平成二十九年  
号外（一四）  
三月十四日

（火曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部改正……………一

### ○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月14日

大分県公安委員会委員長 高 橋 治 人

大分県公安委員会規則第3号

#### 大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号ア中(オ)を(カ)とし、(イ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(イ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた二輪又は三輪の自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。